



Asset
Management

ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド (ダイワ投資一任専用)

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書
(請求目論見書)

2016.9.10

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行うゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド(ダイワ投資一任専用)(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を平成28年7月29日に関東財務局長に提出しており、平成28年8月14日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

■照会先 ホームページ www.gsam.co.jp
アドレス

電話番号 03-6437-6000 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

発行者名	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 桐谷 重毅
本店の所在の場所	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
有価証券届出書の写しを 縦覧に供する場所	該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、したがって合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	8
3	投資リスク	17
4	手数料等及び税金	21
5	運用状況	24
第2	管理及び運営	25
1	申込（販売）手続等	25
2	換金（解約）手続等	26
3	資産管理等の概要	27
4	受益者の権利等	31
第3	ファンドの経理状況	32
1	財務諸表	32
2	ファンドの現況	32
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	33
第三部	委託会社等の情報	34
第1	委託会社等の概況	34
1	委託会社等の概況	34
2	事業の内容及び営業の概況	35
3	委託会社等の経理状況	36
4	利害関係人との取引制限	59
5	その他	59

信託約款

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド（ダイワ投資一任専用）

（以下「本ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者とする投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

本ファンドは、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

① 当初自己設定

100万円を上限とします。

② 継続申込期間

3,000億円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4) 【発行（売出）価格】

① 当初自己設定

1口当たり1円（1万口当たり1万円）です。

② 継続申込期間

取得申込日の基準価額*です。

ただし、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「FGS日株厳」）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

1円単位または1口単位として、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(7) 【申込期間】

① 当初自己設定

2016年9月23日

② 継続申込期間

2016年9月26日から2017年9月8日まで

(注) なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する第一種金融商品取引業者（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

(9) 【払込期日】

① 当初自己設定

委託会社は、販売会社が定める期日までに、申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。販売会社は、2016年9月26日（信託設定日）に、本ファンドのお申込金額を、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

② 継続申込期間

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を販売会社が指定する日までにお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

② 本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替

機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

主として「日本長期成長株集中投資マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本の上場株式へ投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MR F E T F	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- ・追加型…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- ・国内…投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・株式…投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 /絶対収益追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

- ・その他資産(投資信託証券(株式))…目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・年1回…目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- ・日本…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- ・ファミリーファンド…目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行(後記「(3)ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 ①委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

本ファンドは、投資家と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。本ファンドの購入の申込みを行う投資家は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

<ファンドのポイント>

1. 長期にわたり持続的な成長が期待できる日本の上場株式に投資します。
2. 個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法により銘柄選択を行います。
3. 確信度の高い30銘柄程度*に厳選してポートフォリオを構築します。

*25～35銘柄を目安とします。ただし、市場環境やその他要因により今後変更する可能性があります。

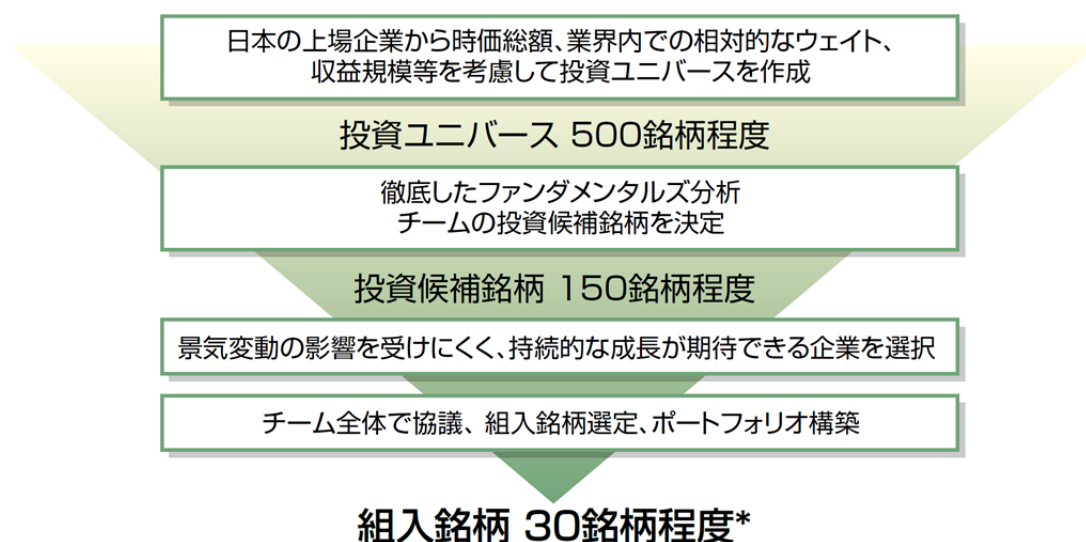
市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「投資顧問会社」と総称します。）に委託します。投資顧問会社は運用の権限の委託を受けて、日本株式等の売買執行等を行います。

<投資プロセス>

本ファンドはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの日本株式運用チームが中心となって運用を行います。

日本株式運用チームは、500銘柄程度の投資ユニバースから、ボトム・アップ手法により確信度の高い30銘柄程度*まで組入銘柄を厳選します。



*25～35銘柄を目安とします。ただし、市場環境やその他要因により今後変更する可能性があります。

上記がその目的を達成できる保証はありません。また、上記は変更される場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

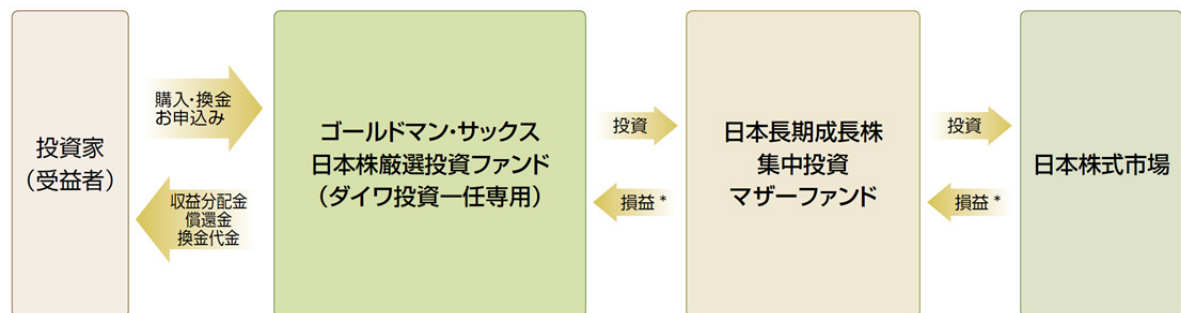
本ファンドの信託設定日は2016年9月26日であり、同日より運用を開始します（予定）。

マザーファンドの信託設定日は2002年1月31日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

① 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

また、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社

(a) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー

(b) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド

(c) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けています。

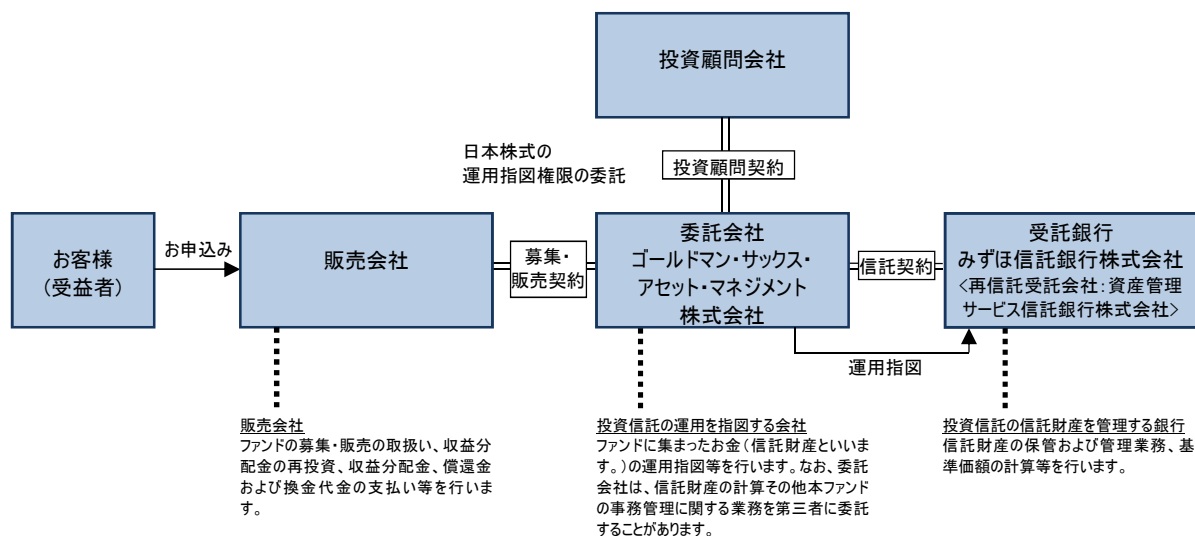
c. 受託会社（みずほ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき再信託先である資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。



<ご参考> ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (G S A M) とは

ゴールドマン・サックスは、1869年 (明治2年) 創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント (G S A M) は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2015年12月末現在、グループ全体で1兆827億米ドル (約131兆円*) の資産を運用しています。

* 米ドルの円貨換算は便宜上、2015年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 (1米ドル=120.61円) により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

② 委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です (本書提出日現在)。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

(本書提出日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ウエスト・ストリート200番地	6,400	100

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。）。
- ・投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。
- ・事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。
- ・市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドが日本株式の運用の指図にかかる権限を委託する関連会社の詳細は以下の通りです。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー	シンガポール	日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支払いは行いません。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	シンガポール		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル	英国ロンドン市		

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第17条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社を含みます。以下、関連する限度において同じ。）は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。

22. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から6. までの証券または証書の性質を有するものおよび15. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、14. の証券および15. の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第17条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすること、ならびに信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためおよび価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡し取引、為替先渡し取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

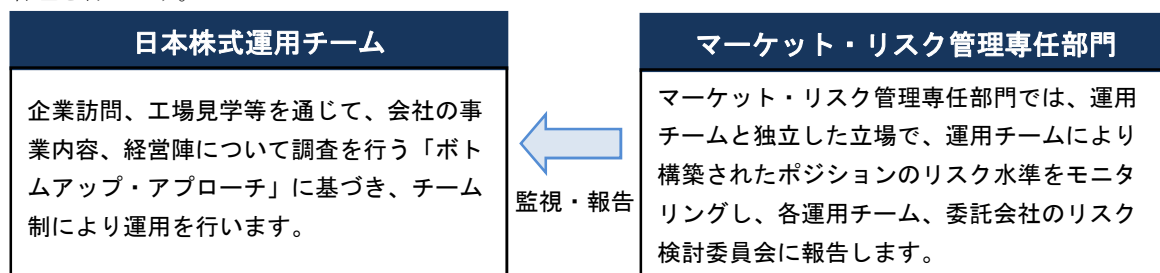
(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの日本株式運用チームが中心となって運用を行います。また、運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(4) 【分配方針】

年1回の決算時（毎年6月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。
- ※ 分配金支払いコースの場合、収益分配金は、原則として計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて支払を開始します。
- ※ 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
3. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
7. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
8. デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託会社が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
9. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限

1. 信用取引の指図および範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

2. 有価証券の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付にかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

3. 有価証券の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

4. 先物取引等の運用指図（信託約款第27条）

委託会社は、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ））
- ・わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およ

び先物オプション取引

- ・わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引

5. スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは担保の受入れの指図を行うものとします。

6. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第29条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7. 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9. 外国為替予約の運用指図（信託約款第33条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため外国為替の売買の予約を指図することができます。

かかる予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

かかる限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10. 資金の借入れ（信託約款第39条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産

で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅しないことにつき、ご留意下さい。

(a) 元本変動リスク

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして、以下のものが挙げられます。

1. 株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等のさまざまなリスクが伴うことになります。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。現時点において価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 集中投資リスク

本ファンドは、少数の銘柄に集中して投資を行いますので、多くの銘柄に分散投資を行った場合と比較して、価格変動が大きいと考えられます。本ファンドの基準価額は、日本の株式市場全体の動きにかかわらずより大きく変動する可能性や、市場全体の動きとは異なる動きをする可能性があります。また、解約資金手当て等のために、本ファンドが投資する特定の銘柄を大量に売却しなければならなくなった場合に、市場動向や取引量の状況によっては、不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があり、本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。また換金に対応するための十分な資金を準備できないことにより換金のお申込みを制限することがあります。

3. 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合、組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

4. 取引先に関するリスク

有価証券の貸付、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

(e) 繰上償還に関わる留意点

委託会社は、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、この信託を終了させることができます。また、信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(f) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関わる留意点

2014年6月30日より後に行われる米国源泉の利子または配当（および同様の支払い）の本ファンドに対する支払いおよび2016年12月31日より後に行われる米国源泉の利子もしくは配当を生じうる財産の売却その他の処

分による総受取額の本ファンドに対する一定の支払いは、30%の源泉徴収税の対象となります。ただし、本ファンドが米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）との間で源泉徴収契約を締結すること、本ファンドが一定の受益者から一定の情報を取得すること、本ファンドがかかる情報のうち一定の情報をIRSに開示すること等の要件が満たされる場合には、源泉徴収税の対象とはなりません。本ファンドがかかる源泉徴収税の対象としない保証はありません。受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

＜外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について＞

外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act）（以下「FATCA」といいます。）として知られる米国の源泉徴収規定により、外国金融機関またはその他の外国事業体に対する（i）2014年6月30日より後に行われる、定額または確定可能額の米国源泉の所得の1年に一度または定期的な一定の支払い、（ii）2016年12月31日より後に行われる、米国源泉の利子または配当を生じうる財産の売却その他の処分による総受取額に帰せられる一定の支払い、および（iii）2016年12月31日より後に行われる、外国金融機関による一定の支払い（またはその一部）は、本ファンドがFATCAにおける各種報告要件を充足しない限り、30%の源泉徴収税の対象となります。米国は、日本の金融機関によるFATCAの実施に関して、日本政府との間で政府間協定（以下「日米政府間協定」といいます。）を締結しています。FATCAおよび日米政府間協定の下で、本ファンドは、この目的上、「外国金融機関」として扱われることが予想されます。本ファンドは、外国金融機関として、FATCAを遵守するには、IRSに登録して、IRSとの間で、特に以下の要件を本ファンドに義務付ける内容の契約（以下「FFI契約」といいます。）を締結する必要があります。

1. 受益者が「特定米国人」（すなわち、免税事業体および一定のその他の者を除く米国連邦所得税法上の米国人）および（一定の場合）特定米国人により所有される非米国人（以下「米国所有外国事業体」といいます。）に該当するか否かを判断するために、一定の受益者に関する情報を取得し、確認すること
 2. FATCAを遵守していない受益者の情報（まとめて）、特定米国人の情報および米国所有外国事業体の情報を1年に一度IRSに報告すること
 3. 特定米国人、米国所有外国事業体またはFATCAを遵守していない外国金融機関であって、本ファンドから報告義務のある額の支払いを受ける既存の口座保有者からの同意の取得を試み、一定の当該保有者の口座情報をIRSに報告すること、新規口座については、かかる同意の取得を口座開設の条件とすること
- 本ファンドがFFI契約を締結してこれを遵守することができる保証はなく、本ファンドがこの30%の源泉徴収税を免除される保証もありません。

各受益者は、本ファンドへの投資により、当該受益者の税務上の居住国・地域の税務当局が、本ファンドから、直接または間接的かを問わず、条約、政府間協定等の規定に従い、当該受益者に関する情報の提供を受ける可能性があることをご認識ください。これに関し、本ファンドが特定米国人および米国所有外国事業体である受益者に関する情報を1年に一度報告する義務に加えて、IRSは、日米租税条約に基づき、FATCAを遵守していない受益者に関する情報を日本の財務大臣に請求することができます。

受益者は、この源泉徴収税について考えられる影響についてご自身の税務顧問にご相談ください。

(g) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(h) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立したマーケット・リスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。マーケット・リスク管理専任部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、マーケット・リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（注１） リスク管理とは、ポートフォリオのリスクを監視し、一定水準に管理することをめざしたものであり、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注２） 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

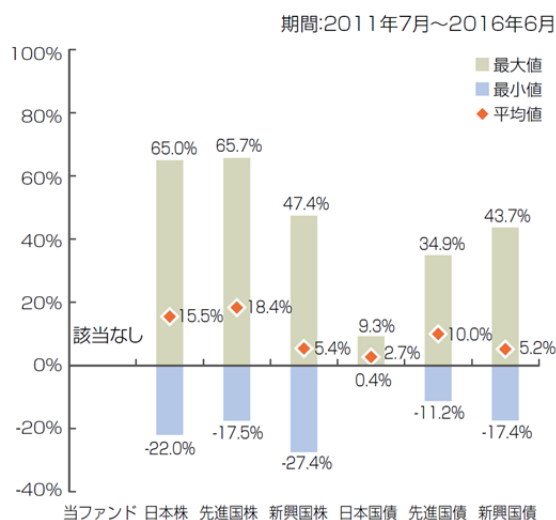
(3) 参考情報

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは2016年9月26日から運用を開始するため、有価証券届出書提出日(2016年7月29日)現在、該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- 当ファンドは2016年9月26日から運用を開始するため、上記グラフでは代表的な資産クラスについてのみ表示しています。
- すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

※各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI 国債
先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、一部解約の実行の請求日の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額をご負担いただきます。

信託財産留保額は、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰入れられます。

(3) 【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に、年率0.8964%（税抜0.83%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分については以下のとおりとします。

支払先	役務の内容	配分
委託会社	ファンドの運用、受託銀行への指図、基準価額の算出、目論見書・運用報告書等の作成 等	年率0.7560% (税抜0.70%)
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等	年率0.1080% (税抜0.10%)
受託銀行	ファンドの財産の管理、委託会社からの指図の実行 等	年率0.0324% (税抜0.03%)

なお、委託会社の報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

(a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用

(b) 外貨建資産の保管費用

(c) 借入金の利息、受託銀行等の立替えた立替金の利息

(d) 信託財産に関する租税

(e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上し、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、随時かかる諸費用の定率を見直し、0.1%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に依

じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金×20.315% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益×20.315% ^{*2}

^{*1} 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

^{*2} 詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

元本払戻金（特別分配金）は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および信託財産から支払われる費用等について消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

<個別元本について>

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「分配金支払いコース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>をご覧ください。）

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

① 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20% (所得税15%、地方税5%)の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税 (配当控除の適用あり。) または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金 (特別分配金) は課税されません。

収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合 (申告分離課税を選択した場合に限ります。)、他の上場株式等の配当所得 (申告分離課税を選択したものに限ります。)) および譲渡所得等ならびに特定公社債等 (公募公社債投資信託を含みます。)) の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315% (所得税15.315%)

所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金 (特別分配金) は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

<換金時および償還時の課税について>

① 個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20% (所得税15%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：20.315% (所得税15.315%、地方税5%)

譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。

また、買取差損益および解約 (償還) 差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、他の上場株式等の配当所得 (申告分離課税を選択したものに限ります。)) および譲渡所得等ならびに特定公社債等 (公募公社債投資信託を含みます。)) の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15% (所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

なお、以下の期間においては適用される税率が異なります。

- ・2014年1月1日以後2037年12月31日まで：15.315% (所得税15.315%)

5【運用状況】

本有価証券届出書提出日が信託設定日（2016年9月26日）前であるため、運用状況については記載する内容がありません。

（参考）運用実績

本ファンドの運用は2016年9月26日から開始する予定であり、本ファンドは本書提出日現在資産を有していません。最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社で開示される予定です。

※本ファンドにはベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率について記載していません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 本ファンドは、投資家と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。本ファンドの購入の申込みを行う投資家は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

(2) お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時*までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(3) 収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受取る「分配金支払いコース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります（ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。）。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合、お買付に際して、本ファンドにかかる「積立投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

(4) お買付価額は、取得申込日の基準価額です。ただし、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「FGS日株厳」）。

(5) お買付単位は、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

(6) お買付代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) ご換金（解約）のお申込みは、毎営業日受付けます。毎営業日の午後3時*までにご換金のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

- (2) ご換金の単位は、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
- (3) ご換金の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。手取額は、当該解約価額から、換金にかかる税金を差し引いた金額となります。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「FGS日株厳」）。

- (5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご換金は制限することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消させていただくことがあります。これにより一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記(3)に準じて計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「FGS日株厳」）。年1回（6月）の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2016年9月26日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年6月16日から翌年6月15日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は信託契約締結日から2017年6月15日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

- ① 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ② 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託会社は、①および②の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ④ ③の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本④において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ⑤ ③の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって

行います。

- ⑥ ③から⑤までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、③から⑤までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 監督官庁の命令があったとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、下記 b. に記載する受益者の書面決議による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときは（新受託者の選任を行う場合は、下記 b. に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託者の任務を辞任することができます。また、受託銀行がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を申立てることができます。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託銀行を解任することはできないものとします。

b. 約款変更等

- ① 委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することまたは本ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができ、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は本 b. 「約款変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託会社は、①の事項（①の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ ②の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託銀行を除きます。以下本③において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ ②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、本ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 上記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ ①から⑥までの規定にかかわらず、本ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

c. 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が本ファンドの一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記 a. に規定する信託契約の解約または上記 b. に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、法令に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

d. 関係法人との契約の更改等

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

(a) 信託財産の保存に係る業務

(b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(c) 委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

(d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

g. 混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らか

にする方法により分別して管理することがあります。

i. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k. 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

本ファンドの受益者は、委託会社または受託銀行に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ・他の受益者の氏名または名称および住所
- ・他の受益者が有する受益権の内容

l. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

上記にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、積立投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日（分配金支払いコースの場合）および交付開始前（分配金再投資コースの場合）までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって、委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

(1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成します。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示します。

(2) 第1期の計算期間は、信託約款第43条により、2016年9月26日（設定日）から2017年6月15日までとなっております。

(3) 本ファンドは、あらた監査法人により監査を受ける予定です。

2【ファンドの現況】

本有価証券届出書提出日が信託設定日（2016年9月26日）前であるため、記載する内容がありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d そ の 他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

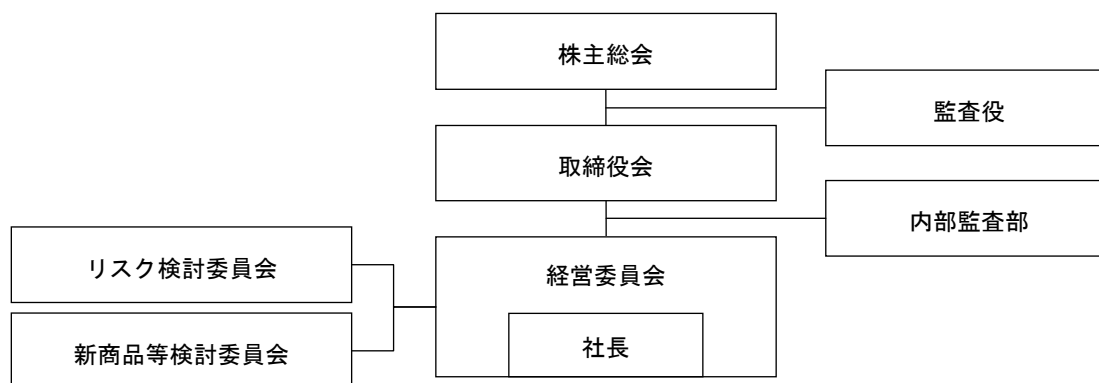
1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

- ① 資本金の額：金4億9,000万円
- ② 発行する株式の総数：8,000株
- ③ 発行済株式の総数：6,400株
- ④ 最近5年間ににおける主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

- ① 委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役会の専権事項を除きます。）。

リスク検討委員会は、経営委員会の監督の下に、当社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、及び関連するレピュテーション上の問題を監視・監督し、当社の経営理念に沿った各種規定及び業務手順が整備されていることを確保するため、権限を行使することができます。また、リスク検討委員会は、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

新商品等検討委員会は、経営委員会の監督の下に、新商品等検討委員会規則に基づき、新商品、投資信託の配分方針等に関する正式な検討プロセスを維持することに責任を持ちます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、戦略株式運用部、運用投資戦略部、オルタナティブ・インベストメンツ・アンド・マネージャー・セレクション部、不動産運用部、マルチプロ

ダクト・ファンド部およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネジメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネジメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

② 委託会社の運用するファンド

2016年6月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	109	1,572,750,934,759
合計	109	1,572,750,934,759

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成27年4月1日から平成27年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けているあらた監査法人は、平成27年7月1日に名称を変更し、PwCあらた監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

佐々木 貴之

指 定 社 員 公認会計士
業務執行社員

山口 健志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成27年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(1) 【貸借対照表】

期別		第20期 (平成27年 3 月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動資産		千円	千円	%	千円	千円	%
現金・預金			6,748,612			8,541,657	
有価証券			13,297,906			12,097,990	
支払委託金			39			26	
収益分配金		39			26		
前払費用			18			157	
未収委託者報酬			1,842,228			1,527,034	
未収運用受託報酬			1,578,480			1,885,724	
未収収益			368,604			11,848	
繰延税金資産			826,971			1,079,356	
流動資産計			24,662,860	88.5		25,143,796	90.7
固定資産							
投資その他の資産			3,193,568			2,580,738	
投資有価証券		1,596,511			573,290		
長期差入保証金		10,000			10,000		
繰延税金資産		1,587,056			1,997,448		
固定資産計			3,193,568	11.5		2,580,738	9.3
資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

期別		第20期 (平成27年 3 月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
流動負債		千円	千円	%	千円	千円	%
預り金			599			580	
未払金			585, 816			538, 691	
未払収益分配金		229			242		
未払償還金		72			72		
未払手数料		585, 514			538, 376		
未払費用			3, 406, 376			4, 518, 812	
未払法人税等			957, 171			888, 102	
未払消費税等			470, 936			205, 603	
流動負債計			5, 420, 899	19. 5		6, 151, 789	22. 2
固定負債							
長期末払費用			6, 285, 478			7, 097, 924	
固定負債計			6, 285, 478	22. 6		7, 097, 924	25. 6
負債合計			11, 706, 378	42. 0		13, 249, 714	47. 8

期別		第20期 (平成27年 3 月31日現在)			第21期 (平成27年12月31日現在)		
純資産の部							
科目		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			14,867,795			13,545,174	
その他利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
繰越利益剰余金		14,867,795			13,545,174		
株主資本合計			15,747,795	56.5		14,425,174	52.0
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		402,254			49,646		
評価・換算差額等合計			402,254	1.4		49,646	0.2
純資産合計			16,150,050	58.0		14,474,820	52.2
負債・純資産合計			27,856,428	100.0		27,724,534	100.0

(2) 【損益計算書】

期別			第20期 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日			第21期 自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日		
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業損益の部	営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬		14,066,674			11,823,135	
		運用受託報酬	* 2	9,173,012			6,961,333	
		その他営業収益	* 2	5,932,747			4,316,802	
		営業収益計		29,172,434	100.0		23,101,271	100.0
		営業費用						
		支払手数料		6,754,210			5,363,613	
		広告宣伝費		139,448			102,758	
		調査費		6,692,987			5,350,334	
		委託調査費	* 2	6,692,987		5,350,334		
		委託計算費		220,885			159,321	
		営業雑経費		384,844			197,324	
		通信費		205,675		9,974		
		印刷費		147,770		161,506		
		協会費		31,398		25,843		
		営業費用計		14,192,375	48.6		11,173,351	48.4
		一般管理費						
		給料		7,106,650			5,734,984	
		役員報酬		228,309		185,510		
		給料・手当		2,654,259		2,319,237		
		賞与		1,251,694		746,339		
		株式従業員報酬	* 1	1,027,305		797,337		
		その他の報酬		1,945,082		1,686,559		
		交際費		84,594			57,202	
		寄付金		71,518			63,290	
		旅費交通費		234,673			187,482	
		租税公課		83,891			71,744	
		不動産賃借料		416,707			268,044	
		退職給付費用		842,766			698,807	
		事務委託費		376,536			398,407	
		諸経費		998,793			941,860	
		一般管理費計		10,216,131	35.0		8,421,824	36.5
		営業利益		4,763,926	16.3		3,506,095	15.2

期別			第20期 自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日			第21期 自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日			
科目			注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外損益の部	営業外収益	* 1						
		収益分配金			49, 958			502, 884	
		受取利息			18, 605			14, 231	
		投資有価証券売却益			36, 653			66, 895	
		株式従業員報酬			—			59, 655	
		為替差益			—			12, 446	
		雑益			1, 332			—	
		営業外収益計			106, 549	0. 4		656, 114	2. 8
		営業外費用	* 1						
		支払利息			138			—	
		株式従業員報酬			434, 620			—	
		為替差損			33, 391			—	
		投資有価証券売却損			1, 065			8	
		営業外費用計			469, 216	1. 6		8	0. 0
経常利益				4, 401, 260	15. 1		4, 162, 200	18. 0	
税引前当期純利益				4, 401, 260	15. 1		4, 162, 200	18. 0	
法人税、住民税及び事業税				2, 267, 605	7. 8		1, 978, 986	8. 6	
法人税等調整額				18, 387	0. 1		△494, 163	△2. 1	
当期純利益				2, 115, 267	7. 3		2, 677, 378	11. 6	

(3) 【株主資本等変動計算書】

第20期
(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成26年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	15,752,528	15,752,528	16,632,528	235,400	235,400	16,867,928
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△3,000,000	△3,000,000	△3,000,000			△3,000,000
当期純利益				2,115,267	2,115,267	2,115,267			2,115,267
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							166,854	166,854	166,854
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△884,732	△884,732	△884,732	166,854	166,854	△717,878
平成27年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050

第21期
(自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
				繰越利益剰余金					
平成27年4月1日残高	490,000	390,000	390,000	14,867,795	14,867,795	15,747,795	402,254	402,254	16,150,050
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				△4,000,000	△4,000,000	△4,000,000			△4,000,000
当期純利益				2,677,378	2,677,378	2,677,378			2,677,378
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）							△352,608	△352,608	△352,608
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,322,621	△1,322,621	△1,322,621	△352,608	△352,608	△1,675,229
平成27年12月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,545,174	13,545,174	14,425,174	49,646	49,646	14,474,820

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入法によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
2. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されております、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬については、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」に準じて、権利付与日公正価値及び付与された株数に基づき計算される費用を権利確定計算期間にわたり人件費（一般管理費）として処理しております。また、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社との契約に基づき当社が負担する、権利付与日以降の株価の変動により発生する損益については営業外損益として処理しております。 (2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 (3) 決算日の変更に関する事項 当社は平成27年6月26日開催の株主総会で決算日を3月31日から12月31日に変更致しました。これに伴い、平成27年12月期の会計年度は平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となりました。

注記事項

(貸借対照表関係)

第20期 (平成27年 3 月31日現在)	第21期 (平成27年12月31日現在)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(損益計算書関係)

第20期 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日)	第21期 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年12月31日)																				
* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。 * 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 <table> <tr> <td>営業収益</td><td></td></tr> <tr> <td> 運用受託報酬</td><td>2,942,406千円</td></tr> <tr> <td> その他営業収益</td><td>5,828,635千円</td></tr> <tr> <td>営業費用</td><td></td></tr> <tr> <td> 委託調査費</td><td>6,692,987千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	2,942,406千円	その他営業収益	5,828,635千円	営業費用		委託調査費	6,692,987千円	* 1 株式従業員報酬 同左 * 2 関係会社項目 同左 <table> <tr> <td>営業収益</td><td></td></tr> <tr> <td> 運用受託報酬</td><td>1,882,545千円</td></tr> <tr> <td> その他営業収益</td><td>4,175,357千円</td></tr> <tr> <td>営業費用</td><td></td></tr> <tr> <td> 委託調査費</td><td>5,350,334千円</td></tr> </table>	営業収益		運用受託報酬	1,882,545千円	その他営業収益	4,175,357千円	営業費用		委託調査費	5,350,334千円
営業収益																					
運用受託報酬	2,942,406千円																				
その他営業収益	5,828,635千円																				
営業費用																					
委託調査費	6,692,987千円																				
営業収益																					
運用受託報酬	1,882,545千円																				
その他営業収益	4,175,357千円																				
営業費用																					
委託調査費	5,350,334千円																				

(株主資本等変動計算書関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年12月12日 臨時株主総会	普通株式	3,000,000	468,750	平成26年12月18日	平成26年12月18日

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	6,400	—	—	6,400

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年12月18日 臨時株主総会	普通株式	4,000,000	625,000	平成27年12月21日	平成27年12月21日

(リース取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第20期
(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	6,748,612	6,748,612	—
有価証券			
其他有価証券	13,297,906	13,297,906	—
未収委託者報酬	1,842,228	1,842,228	—
未収運用受託報酬	1,578,480	1,578,480	—
投資有価証券			
其他投資有価証券	1,596,511	1,596,511	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	6,748,612	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるものの	13,300,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,842,228	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,578,480	—	—	—	—	—

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金、コマーシャル・ペーパー、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び投資有価証券といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。投資有価証券は事業推進目的のために保有する当社設定の投資信託であります。

② 金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

当社の信用リスクは主に、銀行預金、コマーシャル・ペーパー、営業債権（当社が運用する投資信託から受領する委託者報酬及び投資一任契約に基づき顧客から受領する運用受託報酬等）に係るものがあります。

銀行預金に係る信用リスクについては、預金先銀行の信用力を口座開設時およびその後継続的に評価することによって管理しております。

コマーシャル・ペーパーに係る信用リスクについては、発行体をゴールドマン・サックスのグループ会社とし、定期的に金額その他条件を見直すことによって管理しております。

また、営業債権は一年以内に回収される債権であり、社内規程に沿ってリスク管理を行っております。なお、過去に未収委託者報酬及び未収運用受託報酬を回収できなかったケースはございません。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の純額が予め社内設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。また、当社は事業推進目的のために当社設定の投資有価証券を保有していることから、基準価額の変動による価格変動リスクに晒されております。係る投資有価証券については運用を行う資産の種類を文書に定め、取得にあたり事前に社内委員会にて検討・承認をし、保有の目的が達成されたと判断された時点で適時処分しております。

流動性および資金調達リスク

当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、ゴールドマン・サックスのグループ会社との間で融資枠を設定し、緊急時の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

第21期
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	8,541,657	8,541,657	—
有価証券			
其他有価証券	12,097,990	12,097,990	—
未収委託者報酬	1,527,034	1,527,034	—
未収運用受託報酬	1,885,724	1,885,724	—
投資有価証券			
其他投資有価証券	573,290	573,290	—

金融商品の時価の算定方法

現金・預金、有価証券、未収委託者報酬及び未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。投資有価証券については、投資信託であり、直近の基準価額によっております。

金銭債権及び満期のある有価証券の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	8,541,657	—	—	—	—	—
有価証券						
其他有価証券のうち満期があるものの	12,100,000	—	—	—	—	—
未収委託者報酬	1,527,034	—	—	—	—	—
未収運用受託報酬	1,885,724	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)					第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	1,002,000	1,596,511	594,511	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	投資信託	500,000	573,290	73,290
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	13,297,906	13,297,906	—	貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	コマー シャル・ ペーパー	12,097,990	12,097,990	—
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)			売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)		
285,818	36,653	1,065			568,887	66,895	8		

(デリバティブ取引関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、 該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付 費用負担金相当額を、退職給付費用として計上してお ります。	2. 退職給付費用に関する事項 同左

(税効果会計関係)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） 未払費用 735,838 千円 未払事業税 67,023 その他 24,108 小計 826,971 繰延税金資産（流動資産） 826,971 繰延税金資産（固定資産） 長期未払費用 1,710,136 その他 69,177 小計 1,779,313 繰延税金負債（固定負債） その他有価証券評価差額金 △192,256 小計 △192,256 繰延税金資産（固定資産）の純額 1,587,056 千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 繰延税金資産（流動資産） 未払費用 980,373 千円 未払事業税 64,201 その他 34,781 小計 1,079,356 繰延税金資産（流動資産） 1,079,356 繰延税金資産（固定資産） 長期未払費用 1,939,534 その他 81,558 小計 2,021,092 繰延税金負債（固定負債） その他有価証券評価差額金 △23,644 小計 △23,644 繰延税金資産（固定資産）の純額 1,997,448 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 35.64 % (調整) 賞与等永久に損金に算入されない項目 10.62 % 法人税等の税率変更による繰延税金資産の修正 5.57 % その他 0.11 % 税効果会計適用後の法人税等の負担率 51.94 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 33.06 % (調整) 賞与等永久に損金に算入されない項目 3.02 % その他 △0.40 % 税効果会計適用後の法人税等の負担率 35.67 %

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率及び事業税率の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は225百万円減少し、法人税等調整額が245百万円増加しております。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	14,066,674	9,173,012	5,932,747	29,172,434

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
25,087,105	4,085,328	29,172,434

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、投資運用業者として単一であるため、該当事項はありません。

[関連情報]

1. 製品及びサービスに関する情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	オフショア・ファンド 関連報酬等	合計
外部顧客からの収益	11,823,135	6,961,333	4,316,802	23,101,271

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
19,904,703	3,196,568	23,101,271

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第20期
(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益(注1) 運用受託報酬(注1) 委託調査費の支払(注1)	5,828,635 2,942,406 6,692,987	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等の支払(注1)	2,452,937	有価証券 未払費用	13,297,906 287,201
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等の負担金(注2) 営業費用及び一般管理費	6,803,100	未払費用 長期未払費用	2,791,417 6,188,739
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預入	—	—	現金・預金	1,975,463
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・インベストメント・ストラテジー・LLC	アメリカ合衆国ニューヨーク州	37 百万ドル	投資顧問業	—	投資助言	—	—	未収収益	354,819

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJHより行われております。

但し、これらの費用はGSJHより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJHに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第21期
(自 平成27年4月1日
至 平成27年12月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	その他営業収益（注1） 運用受託報酬（注1） 委託調査費（注1）	4,175,357 1,882,545 5,350,334	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）その他営業収益、運用受託報酬、ならびに委託調査費に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区	83,616 百万円	金融商品取引業	—	業務委託 役員の兼任 有価証券の購入	兼務従業員の 人件費等 (注1)	2,233,594	有価証券	12,097,990
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社	東京都港区	100 百万円	ゴールドマン・サックス・グループ人事・総務・施設管理業務受託	—	従業員出 向受入等 役員の兼任	出向者に関する 人件費等 (注2)	5,538,780	未払費用 長期未払 費用	3,776,015 7,075,447
親会社の子会社	ゴールドマン・サックス・バンク・USA	アメリカ合衆国 ニューヨーク州	8,000 百万ドル	銀行業	—	現金の預 入	—	—	現金・預 金	1,344,386

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）兼務従業員の人件費等に関しては、グループ会社間の契約に基づき、決定しております。

（注2）ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社（以下G S J H）より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はG S J Hより行われております。

但し、これらの費用はG S J Hより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはG S J Hに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所に上場）

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（未上場）

(1株当たり情報)

第20期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		第21期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	
1株当たり純資産額	2,523,445円38銭	1株当たり純資産額	2,261,690円72銭
1株当たり当期純利益金額	330,510円53銭	1株当たり当期純利益金額	418,340円43銭
損益計算書上の当期純利益	2,115,267千円	損益計算書上の当期純利益	2,677,378千円
1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	2,115,267千円	1株当たり当期純利益の算定に用 いられた普通株式に係る当期純利 益	2,677,378千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につ いては、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載し ておりません。		同左	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、株主総会の決議により、2016年1月1日付けで株券の不発行に関する定款の変更を行いました。営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

信託約款

追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド(ダイワ投資一任専用)

運用の基本方針

約款第 20 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本長期成長株集中投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主としてマザーファンドの受益証券に投資し、原則として、その組入比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入比率を引き下げる場合もあります。)
- ② 信託財産は、マザーファンドを通じて主として日本の上場株式(これに準ずるものを含みます。)に投資します。マザーファンドにおいては、個別企業の分析を重視したボトム・アップ手法による銘柄選択を行い、原則として大型株式および中小型株式の中から持続的な成長が期待できると判断する比較的少数の銘柄でポートフォリオを構築し、長期的な投資元本の成長を追求します。
- ③ 事業の収益性、経営陣の質に加えて株価評価基準の総合評価、目標株価からの乖離、流動性等を勘案して、銘柄選択を行います。
- ④ 投資状況に応じ、マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。
- ⑤ ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)の指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投

資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

- ⑥ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
- ⑦ 株式以外の資産(マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)への投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
- ⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則に従い、委託者が定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

年 1 回決算を行い、毎計算期末(毎年 6 月 15 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託

ゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド(ダイワ投資一任専用)

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第 1 条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として、
- ② この信託は、信託法(平成 18 年法律第 108 号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

- 第 2 条 受託者は、信託法第 28 条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利

害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第 3 条 委託者は、金 100 万円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第 4 条 委託者は、受託者と合意のうえ、金 3,000 億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、第 1 項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 5 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第 51 条第 7 項、第 53 条第 1 項、第 54 条第 1 項、第 55 条第 1 項または第 57 条第 2 項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第 6 条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 8 項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。ただし、この信託の当初設定のため委託者が一時取得する場合は、この限りではありません。

(受益権の分割および再分割)

第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については、100 万口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 9 条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第 26 条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって

計算します。

- ③ 第 33 条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 10 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 11 条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。))。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 12 条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結日に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位および価額等)

第 13 条 販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。))は、第 8 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 口単位もしくは 1 円単位または当該販売会社が別途定める単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の

増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、販売会社と別に定めるゴールドマン・サックス日本株厳選投資ファンド(ダイワ投資一任専用)自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に従って取得申込者が結んだ契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合の受益権の価額は、原則として第43条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、販売会社は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

- 第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

- 第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 有価証券
 - デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限り、)。
 - 金銭債権
 - 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - 次に掲げる特定資産以外の資産
 - 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第17条 委託者(第21条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として日本長期成長株集中投資マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
- 株券または新株引受権証券
 - 国債証券
 - 地方債証券
 - 特別の法律により法人の発行する債券
 - 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 - 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 - コマーシャル・ペーパー
 - 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 - 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
 - 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 - 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

16. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 17. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
 18. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 22. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 23. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものおよび第15号の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)(により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
 - ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
 - ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。以下同じ。))を除きます。の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ⑤ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属

するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。))または新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となっていくものを含みます。))および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第34条において同じ。)、第34条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第30条、第33条および第37条から第39条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。以下同じ。))または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第30条、第33条および第37条から第39条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

(投資顧問顧客との間の取引等)

第19条 委託者は、法令上認められる場合に限り、信託財産と(i)委託者もしくは委託者の利害関係人等である金融商品取引業者の営む投資助言業務に係る顧客または(ii)委託者もしくはかかる金融商品取引業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引を行うことを受託者に指図することができます。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

- 第 21 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。
- 商 号: ゴールドマン・サックス(シンガポール)ピーティーイー
- 所 在 地: シンガポール
- 商 号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド
- 所 在 地: シンガポール
- 商 号: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
- 所 在 地: 英国ロンドン市
- 委託内容: 日本株式の運用(デリバティブ取引等に係る運用を含みます。)
- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づく金額が委託者から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

- 第 22 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券への投資制限)

- 第 23 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図および範囲)

- 第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉

の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の空売りの指図および範囲)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第 26 条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れの指図および範囲)

- 第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

- 第 27 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。))。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するた

め、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

- 第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは担保の受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 5 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑤ 本条および第 40 条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ⑥ 本条および第 40 条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において

同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 30 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(外貨建資産への投資制限)

- 第 31 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

- 第 32 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

- 第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図

については、この限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第 34 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
 - ④ 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(混蔵寄託)

第 35 条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 36 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。))については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 37 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 38 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 39 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をことができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが 5 営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 40 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えるを含みます。)の指図をことができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しそ

の他一切の行為を行うことの指図をすることができません。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 41 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者等による資金の立替え)

第 42 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 43 条 この信託の計算期間は、毎年 6 月 16 日から翌年 6 月 15 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は信託契約締結日から 2017 年 6 月 15 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第 44 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第 45 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当

する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合には、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ⑤ 第 1 項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 46 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 43 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 83 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 47 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受託者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 48 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から販売会社を通じて、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 販売会社は、受益者がその有する受益権の全部または一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払うことができます。

④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から販売会社を通じて、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

⑤ 一部解約金は、第 51 条第 1 項(同条第 5 項が適用される場合は同条第 6 項)に定める受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から販売会社を通じて当該受益者に支払います。

⑥ 前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金(所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本

との差額をいいます。)は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算され、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。本項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 49 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 50 条 受託者は、収益分配金については第 48 条第 1 項および第 3 項に規定する支払開始日ならびに第 48 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 48 条第 4 項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第 48 条第 5 項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 51 条 受益者は、毎営業日において、自己に帰属する受益権につき、委託者に当該営業日を一部解約の実行の請求日として、1 口単位もしくは 1 円単位または販売会社が別途定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から当該基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合、流動性の低下により投資対象資産の取引が困難となった場合、投資対象とする投資信託証券の価格が算出されない場合等を含みます。)があると判断したときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。

- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止され、またはすでに受付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。この場合において、第 53 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第 52 条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第 53 条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案した場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第 2 項から前項までに規定する信託契約の解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第 54 条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第 58 条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第 55 条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第 58 条の規定による決議の効力が発生しない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

- 第 56 条 委託者は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

- 第 57 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は第 58 条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

- 第 58 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ② 委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合の事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。な

お、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかると一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 59 条 この信託は、受益者が第 51 条の規定による一部解約請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 53 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第 60 条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- 1. 他の受益者の氏名または名称および住所
- 2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公 告)

第 61 条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第 62 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条第 1 項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 63 条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2016 年 9 月 26 日

委託者 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 みずほ信託銀行株式会社